

第十号議案

江戸川区組織条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区組織条例の一部を改正する条例
江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）の一部を次のように
改正する。

第一条中「経営企画部」を「経営企画部
新庁舎・大型施設建設推進室」に改める。

第二条経営企画部の項の次に次の一項を加える。

新庁舎・大型施設建設推進室

一 新庁舎の建設に関すること。

二 大型施設の計画に関すること。

第二条子ども家庭部の項第二号中「女性施策」を「家庭相談」に改め、同号を
同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 児童相談所に関すること。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

新庁舎の建設並びに大型施設の再編及び整備を推進するため、新庁舎・大型施設建設推進室を設置し、当該部の分掌事務を定めるとともに、江戸川区児童相談所の設置に伴い、子ども家庭部の分掌事務を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。